

児童手当の受給には「現況届」の提出を！

児童手当の受給には6月中に「現況届」を提出する必要があります。案内文を6月上旬に郵送しますので、届かない場合は児童課へ連絡してください。公務員の方は、職場で手続きをしてください。

●問い合わせ

児童課 内線144



「現況届」とは

現況届は、前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

児童手当制度

●対象者

町内在住の中学3年生15歳になつた後の最初の3月

31日までの児童を養育している方

●申請が必要な方

- ①子どもが生まれた方
- ②ほかの市区町村から転入した方
- ③養育している子どもの住所が変わつた方
- ④公務員になつた方、公務員でなくなつた方

児童手当は、原則、申請した月の翌月から支給します。ただし、誕生日や転

平成27年度 子育て世帯 臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置を行います。なお、臨時福祉給付金の申請受付は開始していません。詳細が決まり次第お知らせします。

●問い合わせ

・児童課 内線144

※個別の案件については、電話では答えられません。運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

・制度に関する問い合わせ

臨時福祉給付金・子育て世帯

臨時特例給付金専用ダイヤル

☎0570-037-192

※平日午前9時～午後6時

●対象者

- ・5月31日現在、本町の住民基本台帳に記録されている方で、次の要件を満たす方
- ・平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者
- ・平成26年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

●対象児童

対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童

●支給額

児童1人 3,000円

●所得制限

扶養親族などの数	限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、上記の額に老人

●申請期間

6月1日(月)

～12月1日(火)

控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額
※扶養親族数が3人以上の場合の限度額は、2人を超えた1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

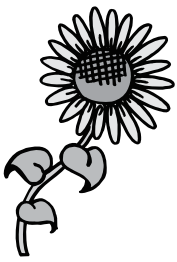
出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合があります。

●所得制限

所得制限を超えた方でも特例給付として、児童1人につき一律5,000円(月額)支給されます。

扶養親族などの数	限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※扶養親族などの数が5人以上の場合の限度額は、1人につき38万円を加算した額



●支給日

支給日	内訳
6月10日(水)	2月～5月(4か月分)
10月9日(金)	6月～9月(4か月分)
平成28年2月10日(水)	10月～平成28年1月(4か月分)

●支給額

児童の年齢	支給額(1人/月額)
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

●寄付

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、本町に寄付することができます。詳細は問い合わせください。

※第1子、第2子の数え方は、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えていない年齢までの児童数を数えます。詳細は児童課へ問い合わせください。

●申請手続

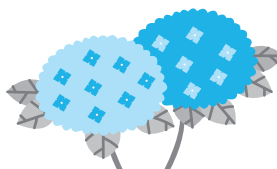
公務員以外の方

①6月上旬に平成27年6月分の児童手当(特例給付を含む)受給者と思われる方に対して、申請書や返信用封筒などを送付
※平成27年4月以前に児童手当の認定を受けた方には、児童手当・特例給付現況届と一体的な申請書様式を配布
②申請書に必要事項を記入押印のうえ返信用封筒で返送または直接児童課へ提出
③支払いは、内容および所得を審査後、児童手当の

公務員の方

指定口座に振り込み
①職場から配布される申請書に必要事項を記入押印のうえ職場に提出し、「公務員児童手当受給状況証明書欄」に証明を受ける。
②①の申請書を郵送または児童課窓口へ提出
平成26年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座以外を希望する場合は、受取口座(※1)の写しおよび申請者の本人確認証(※2)の写しを添付のこと
※1受取口座は、金融機関名、口座番号、口

③支払いは、内容および所得を審査後、指定口座に振り込み



子育て世帯 臨時特例給付金 などを装った 詐欺に注意!

現時点で、町や厚生労働省の職員などが皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することや、ATMの操作のお願い、給付金手続きのために手数料などを振り込んでいただくことは絶対にありませんので、ご注意ください!

